

水素医療研究業務提携基本契約書

（以下、「甲」という）と 一般財団法人 日本先端医療財団（以下、「乙」という）と株式会社健康・医療維新（以下、「丙」という）は、以下の通り、水素医療研究業務提携基本契約（以下、「本契約」という）を締結した。

第 1 条（目的）

1. 水素医療研究は、水素の医療への可能性を研究し、医療への貢献を目的とするものである。
2. 甲、乙、丙は、乙が定める水素発生機器（以下、「本製品」という）の研究素材、及び製品に付属する備品、その他の物品などを使用した水素医療研究（以下、「本業務」という）を滞りなく遂行する。

第 2 条（業務提携の対象）

本製品を使用した本業務に関わるすべての研究及び水素の普及を対象とする。

第 3 条（期間）

1. 本業務の実施期間は契約締結日から 3 年間とする。ただし契約期間終了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による異議がなされないときには、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて更に 1 年間延長されるものとし、それ以降も同様とする。
2. 本契約の終了（終了の事由を問わない）にもかかわらず、第 11 条（秘密保持）の効力は存続するものとする。

第 4 条（研究協力）

1. 甲と丙は、互いに協力し、乙が提供する機器に対する臨床研究を推進するものとする。
2. 前項の研究協力に対して、甲は丙に対して症例報告データなどを提供し、丙は甲に対して参加医療機関での症例報告を集めた統計データなどを提供するものとする。

第 5 条（業務提携の責任範囲）

1. 乙及び丙より、本業務を遂行する過程で取得した各種データ（患者の体験データ {血液検査結果、患部写真などを含み、これに限らない。} その他研究データを含み、これに限らない。）を提出するように求められた場合、甲は、これに応じるものとする。
2. 乙及び丙は、前項により取得したデータを、乙及び丙の水素医療を推進している関連会社及び関連団体などと共有し、第 1 条 1 項の目的の範囲内で利用することができるものとする。

第 6 条（レンタル）

1. 甲は、乙が認定する「水素風呂リタライフ」（以下、本商品という）について、乙の指定するレンタル管理会社（以下、管理会社という）とのレンタル契約を希望する顧客を紹介できるものとする。
2. 本商品のレンタル契約方法は、別途管理会社と同顧客との間で締結するレンタル契約に基づき、同顧客が管理会社に対し、申込時にレンタル申込金として 7,000 円と、有料期間として月額 3,500 円のレンタル料を毎月支払うものとする。
3. 乙は、甲に対し、本契約締結後、本商品を 2 台、デモ機として無償提供するものとする。

第 7 条（報酬）

甲は、乙より次の報酬を受け取ることができるものとする。

紹介報酬（月額 1,000 円/台）

甲の直接紹介のレンタル顧客に対し、本商品のレンタル料から月額 1,000 円を受け取ることができる。

乙は、上記報酬額を各月毎に集計処理し、その合計金額が、5,000 円を超えた月の翌月末にその金額から事務手数料 500 円を差し引いた額を甲の指定する銀行口座への振込送金の方法により支払うものとする。但し、管理会社はレンタル期間のうち、毎年リピート期間 1 ヶ月目、5 ヶ月目及び 9 ヶ月目分のレンタル料、合計 10,500 円をレンタル事業請負管理料として取得し、この 3 ヶ月については、甲に対する上記報酬は支払われ

ないものとする。

第 8 条（その他商品）

本商品以外の商品を乙及び丙が取り扱う場合、乙及び丙は甲に対し、取引条件等を通知するものとする。

第 9 条（情報の交換）

1. 甲、乙、丙は、本業務の遂行に必要な情報を相手方に開示するものとする。
2. 甲、乙、丙は、前項の規定により甲乙丙いずれの当事者から開示された情報は、本業務及び幅広い水素医療の発展を目的に使用するものとする。
 1. 乙及び丙は、乙及び丙のホームページや各媒体に甲の名称や情報を掲載できるものとする。

第 10 条（中間報告）

乙及び丙は甲に対し、本契約の有効期間中本業務の進捗状況について書面による報告を求めることができる。

第 11 条（秘密保持）

甲は、本業務の遂行のために、乙及び丙から開示された資料、情報及び本業務の成果並びに本契約に関連して知り得た乙の技術上・経営上の一切の情報を、乙の書面による事前の承諾がない限り、第三者に漏洩又は開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

- イ) 乙から知得する以前にすでに所有していたもの。
 - ロ) 乙から知得する以前にすでに公知のもの。
 - ハ) 乙から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの。
- ニ) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに知得したもの。

第 12 条（中途解約）

甲は、本契約及び本契約に付随する契約を中途解約する場合は乙に違約金 300,000 円（研究協力費、商品代）を支払うものとする。

第 13 条（紛争解決）

甲、乙、丙は、本契約に関して紛争が生じた場合には大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることで合意する。

以上本契約締結の証として、本書 1 通を作成し、甲乙丙記名捺印したものを、乙が原本を保管し、甲と丙はその写しを保有する。

年 月 日

甲



乙 大阪府大阪市北区豊崎 2-7-5

一般財団法人 日本先端医療財団

代表理事 納藤保



丙 東京都中央区八重洲 1-8-17 新槇町ビル

株式会社健康・医療維新 代表取締役 小林平大典

